

答 申 第 5 2 号

令和4年11月22日

石川県知事 馳 浩 様

石川県個人情報保護審査会

会 長 小 堀 秀 行

石川県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（答申）

令和4年10月21日付け諮問総第1291号で諮問のあった石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）の制定について、下記のとおり答申する。

記

- 1 当審査会は、今回諮問された事項について、令和3年5月の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正の趣旨を踏まえつつ、現行の石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）による制度運用との整合を図る観点から審議を行った。
- 2 個別の検討項目についての審査会としての意見は別表のとおりである。県においては、本答申を尊重し、施行条例を制定するよう望む。
- 3 また、各実施機関においては、法適用後も引き続き、個人情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な運用に、より一層取り組むよう要望する。

石川県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定に向けた対応の方向について（答申第52号）

2 条例で定めることが法律上許容される事項

番号	項目	関係規定		概要	検討内容	審査会の結論
		法	現行条例			
1	条例要配慮個人情報（新設）	第60条 第5項	—	<p>■法では、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮する旨が記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定するほか、地域の特性その他の事情に応じてその取扱いに特に配慮する旨が記述等が含まれる個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることは可能である。</p>	<p>■条例要配慮個人情報追加が必要か。</p> <p>■追加の必要性はどうか。</p>	<p>■現時点では、条例によって独自に配慮すべき要配慮個人情報の追加の必要性はないと認められる。</p> <p>■今後、県の新たな施策や社会状況を踏まえ、その必要性が生じた場合に改めて検討することとする。</p>
2	個人情報ファイル簿の作成及び公表	第75条 第5項	第11条	<p>■条例で定めるところにより、法で定められた「個人情報ファイル簿」とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは可能である。</p> <p>→法では、千人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表の義務なし。</p> <p>→現行条例では、人数にかかわらず、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、「個人情報取扱事務記録簿」を作成、公表している。</p>	<p>■千人未満の個人情報ファイル簿の作成及び公表は必要か。</p>	<p>■個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護、情報漏えいの管理の観点から、千人未満の個人情報ファイル簿を作成・公表することは適当である。</p> <p>■ただし、特定の個人が識別されるおそれがあることを認めるときは、この限りではないとする。</p>
3	不開示情報	第78条 第2項	石川県 情報公開 条例 第7条	<p>■情報公開条例では公開となる情報が、法では不開示情報として規定されている場合であっても、当該情報を条例で定めることにより、不開示情報から除くことは可能である。</p> <p>■情報公開条例では非公開となっても、情報公開法上の不開示情報に規定されていない場合は、当該情報を条例で定めることにより、不開示情報に追加することは可能である。</p> <p>→本県情報公開条例第7条第1号に非公開となる情報として定める「法令秘密情報」が、法の不開示情報として定めていないため、整合が必要である。</p>	<p>■本県情報公開条例との整合性を確保するため、法の不開示情報の除外若しくは追加が必要か。</p>	<p>■情報公開条例で公開となる情報又は非公開となる情報と法第78条第1項各号に定める不開示情報とを比較し整合しないものとして、情報公開条例第7条第1号に定める「法令秘密情報」が認められる。しかしながら、「法令秘密情報」は法第78条第1項各号のいずれかに該当するものは引き続き不開示の範囲として規定されるものから、あえて不開示情報として規定する必要はないと考える。</p>
4	開示決定等の期限	第83条 第1項、 第108 条	第19条 第1項	<p>■保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることは可能である。</p> <p>→法では、開示決定等の期限を開示請求があった日から30日以内とする。</p> <p>→現行条例では、開示決定等の期限を開示請求があった日から14日以内とする。</p>	<p>■法に定める開示決定等の期限を現行条例のとおりとするか。</p>	<p>■開示決定等の期限を法の規定どおりとした場合、行政サービスの低下が懸念されることがある。当該期限を延長しなければならないこととならば、実務上の不都合が確認されないことから、現行条例の規定どおりとするのが適当である。</p>

石川県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定に向けた対応の方向について（答申第52号）

2 条例で定めることが法律上許容される事項

番号	項目	関係規定		概要	検討内容	審査会の結論
		法	現行条例			
5	審査会の設置・諮問	第105条第3項、第108条	第37条第1項	<p>■審査請求の手続に関する事項について、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることは可能である。</p> <p>→法では、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に係る審査請求については、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとする。</p> <p>→現行条例では、実施機関に対する審査請求については、石川県個人情報保護審査会に諮問することとする。</p>	<p>■石川県個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として位置づけ、引き続き同審査会に諮問することとするか。</p>	<p>■これまでの審査会における知見の積み重ねやインカメラ方式の審議の特殊性を踏まえ、現行の石川県個人情報保護審査会を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として位置づけ、引き続き同審査会に諮問することとするか。</p>
6	審議会等への諮問	第129条	第41条第2項	<p>■個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要である場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することは可能である。</p> <p>→現行条例では、石川県個人情報保護審査会は、「実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる」とする。</p>	<p>■個人情報保護制度の適正な運用を確保するため、今後専門的な知見に基づく意見を聴くことは必要なこととあり、特に国が想定している下記事項について、審議会機能を残すことは適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ・安全管理措置の基準を定めようとする場合 ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 	<p>■個人情報保護の適正な運用を確保するため、今後専門的な知見に基づく意見を聴くことは必要なこととあり、特に国が想定している下記事項について、審議会機能を残すことは適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ・安全管理措置の基準を定めようとする場合 ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
7	運用状況の公表	第165条第2項	第52条	<p>■法による委任の規定はないが、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項ではないため、条例で独自の規定を定めることは妨げられないとされている（個人情報保護委員会の見解）。</p> <p>→法では、個人情報保護委員会は、毎年度、運用状況の概要を公表するものとする。</p> <p>→現行条例では、知事は、毎年度、運用状況について公表するものとする。</p>	<p>■県による運用状況の公表を引き続き実施するか。</p>	<p>■現行の個人情報保護制度を開始して以来、毎年度、運用状況を公表してきたこととあり、今後も県民に対して公表することが適当である。</p>

3 その他の事項

該当なし